

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

第2次プランでは「一人ひとりの人権が尊重され、多様な個性と能力が発揮できる自立したまちづくり」を基本理念とし、取組みを推進してきました。

本計画では、これまで目指してきた基本理念を継承し、2018年度から2027年度までを計画期間とする水巻未来図鑑（総合計画）との整合を図ります。

一人ひとりの人権と個性が尊重され、家庭や職場など、あらゆる場面においてお互いを認め合い、目標や目的に向かって協働で取り組み、すべての人が活躍することができる社会を目指すため、水巻町の男女共同参画社会の実現に向けて全町的に計画を推進していきます。

【基本理念】

一人ひとりの人権と個性が尊重され、
性別にかかわらず活躍できる協働のまちづくり



2 基本目標

本町の男女共同参画のまちづくりに向けて、この計画の基本目標を以下の4つに定めました。

基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識が根つき、理解が深まるまちづくり

男女共同参画を推進していくためには、一人ひとりが人として尊重されることが大切です。一人ひとりが性別にとらわれずお互いの個性を尊重し、認め合うことができるよう、情報提供や啓発などによる意識づくりを進めて理解の促進を図ります。また、男女共同参画の視点に立った教育の推進や学習機会の充実に努めます。

基本目標Ⅱ 男女がともに地域で支えあうまちづくり

町の審議会をはじめ、行政が男女共同参画に関する取組みを率先することができるよう、庁内における男女共同参画を推進します。また、地域活動においては、地域団体などで意思決定過程への女性の参画を促進するとともに、男女共同参画の視点を踏まえた取組みを支援します。

基本目標Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり

誰もが安全・安心に暮らせる男女共同参画社会の実現に向けて、DV やあらゆるハラスメント※を防止するための意識啓発をはじめ、被害者に対する相談体制を充実し、迅速で適切な支援を図ります。また、ひとり親家庭などに対する経済的自立と生活の安定のための支援に取り組むとともに、高齢者や障がい者などがいきいきと暮らすことができるよう、健康・福祉の充実に努めます。

基本目標Ⅳ 男女がともに自立し、活躍できるまちづくり

性別にかかわらずすべての人が、希望する職業生活を営むことができるよう、就労の場において、各種法制度の周知・啓発を行うとともに、誰もが働きやすく、活躍できる環境づくりに向けた支援に努めます。また、働く女性が増える中で、安心して仕事と出産・育児の両立ができるよう社会環境の整備に努めるとともに、出産後の育児や家事を男女がともに担えるよう啓発します。

3 計画の体系

基本目標		基本方向	具体的施策
I	男女共同参画の意識が根つき、理解が深まるまちづくり	1 男女共同参画社会実現のための意識啓発	(1) 男女共同参画に関する啓発活動の推進 (2) 町職員の意識改革の推進
		2 男女共同参画の視点にたった教育の推進	(1) 学校等における男女共同参画の推進 (2) 関係者等に対する男女共同参画の意識啓発
II	男女がともに地域で支えあうまちづくり	1 地域における男女共同参画の推進	(1) 防災・防犯における男女共同参画の推進 (2) 地域活動等への男女共同参画の促進
III	誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり	1 配偶者等の暴力防止と被害者支援 ～配偶者暴力防止法に基づく町の基本計画～	(1) DVの根絶にむけた取組みの推進 (2) DV被害者への支援策の充実
		2 あらゆる暴力の根絶と被害者支援	(1) あらゆる暴力の根絶に向けた取組みの推進
		3 誰もが安心して生活できる支援の充実	(1) 誰もが暮らしやすい環境整備の推進 (2) ひとり親家庭への支援 (3) 高齢者や障がい者等への支援
IV	男女がともに自立し、活躍できるまちづくり ～女性活躍推進法に基づく町の基本計画～	1 行政における男女共同参画の推進	(1) 庁内における男女共同参画の推進
		2 女性活躍の推進	(1) 職場における男女共同参画の推進 (2) 女性の職業生活における活躍の推進
		3 ワーク・ライフ・バランスの推進	(1) 共に担う子育てへの支援体制の充実 (2) 介護支援体制の充実

4 本計画と SDGs との関連

SDGsでは「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すことを理念として令和 12 年(2030 年)までの包括的な 17 のゴール(目標)を定めています。本町においてもジェンダー平等の視点を確保し、あらゆる施策に反映していくことが求められています。本計画では、各基本目標と関連するゴールの視点を踏まえて、男女共同参画の取組みを推進していきます。

◇基本目標と SDGs との関連性

基本目標	対応する SDGs
基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識が根つき、理解が深まるまちづくり	    
基本目標Ⅱ 男女がともに地域で支えあうまちづくり	    
基本目標Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり	     
基本目標Ⅳ 男女がともに自立し、活躍できるまちづくり	    

◇関連する SDGs のゴールの内容

	貧困をなくそう	あらゆる場所、あらゆる形態の貧困を終わらせる
	すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
	質の高い教育をみんなに	全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女子の能力強化を行う
	働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
	人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する
	平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第4章 計画の内容

1 後期計画における重点的取組み

男女共同参画懇話会による意見をもとに、これまでの取組みや住民アンケートや事業所アンケートの結果を踏まえて、水巻町の男女共同参画推進における重点課題を以下のとおり定めて、今後5年間の取組みを進めます。

1. 町民の男女共同参画意識の向上

本町において、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識は解消されつつあるとはいえ、高齢層ではまだその意識が根強いことは課題といえます。また、家庭内の家事や育児の負担は依然として女性に偏っています。さらに、性の多様性への理解の促進など啓発すべき新たな課題もあります。

年齢に応じた課題や新たな課題に対応して、町民への意識啓発をさらに充実させていきます。

◆関連する施策◆

基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識が根付き、理解が深まるまちづくり

基本方向1 男女共同参画社会実現のための意識啓発

(1)男女共同参画に関する啓発活動の推進

2. 地域活動における男女共同参画の推進

本町の男女共同参画推進のためには、自治会等の地域活動における女性の登用を進めることが重要です。また、近年の自然災害の状況を踏まえて、女性の視点に立った減災・防災の取組みを進めていく必要があります。

さらに、地域で活躍している女性を広く周知して、ロールモデル※として認知を高め、女性の活躍推進を図るとともに地域における男女共同参画の意識啓発につなげていきます。

◆関連する施策◆

基本目標Ⅱ 男女がともに地域で支えあうまちづくり

基本方向1 地域における男女共同参画の推進

(1)防災・防犯における男女共同参画の推進

(2)地域活動等への男女共同参画の促進

3. 男女がともに家事や子育てを担えるための職場への啓発推進

男性の家事や育児への参画を進めるため、また、女性の職業生活における活躍を推進するために、就労の場で固定的な性別役割分担意識が払しょくされることは大変重要です。

町内事業所において、性別に関わらず仕事と家庭の両立ができるよう、ワーク・ライフ・バランス※の推進をめざし、育児休業法などの関連する法律や多様な働き方に関する情報提供を行い、啓発を進めます。

町においても率先垂範として家庭や社会活動に参画しやすい職場づくりを進めます。

◆関連する施策◆

基本目標Ⅳ 男女がともに自立し、活躍できるまちづくり

基本方向 1 行政における男女共同参画の推進

(1) 庁内における男女共同参画の推進

基本方向 2 女性活躍の推進

(1) 職場における男女共同参画の推進

2 後期計画の具体的取組み

基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識が根つき、理解が深まるまちづくり



基本方向1 男女共同参画社会実現のための意識啓発

《現状と課題》

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的性別役割分担について、令和4年度に実施された国の調査では「賛成」が33.5%、「反対」が64.3%、令和元年度の県の調査では「賛成」が40.7%、「反対」が56.7%となっており、「反対」の割合が高くなっています。しかし、どちらの調査でも70歳以上の年齢の高い層では「賛成」が高い傾向がみられます。

中学生アンケートでは、「まわりの人に『男（女）だから〇〇しなさい』と言われることはある」と回答した人は3割あり、主に母親と父親から言われていました。「家の掃除」「洗濯」「食事の準備や片付け」といった家事は、母親が主に担っていると回答しています。社会全体で大人の固定的性別役割分担意識が解消しつつあっても、生活の中での実践は進んでいません。その要因の一つとして「男/女はこうあるべき」という無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス※）の存在が挙げられます。

男女共同参画社会の形成には、一人ひとりが男女共同参画の意義を理解し、家庭生活、職場、地域活動など日々の生活の中で意識的に男女共同参画を実践していくことが重要です。また、これまで潜在化していた性的少数者の困難や生きづらさについて、人権の視点から理解を進めることも求められます。

《取組みの方向》

人権の問題として男女共同参画や性の多様性に対する理解を深める取組みを進めます。また、アンコンシャス・バイアスの解消を目指して、生活の中の慣習や制度に根差す偏見に気づくよう啓発の取組みを推進します。そのために、各種講演会やイベント等の開催を通じ、子どもから高齢者まで広く住民に意識啓発と情報発信を行います。

男女共同参画に関する施策は、教育、福祉、生活安全、事業所支援など多岐にわたっており、町職員が、自身のアンコンシャス・バイアスに気づき、多様な施策を適切に実施できるよう意識啓発を行います。さらに、行政からの情報は住民への影響が大きいことから、男女共同参画の視点が反映された適切な表現に配慮して情報を発信します。

<< 具体的施策 >>

(1) 男女共同参画に関する啓発活動の推進

※成果指標のある事業には「★」をつけています。

No.	事業名	事業の内容	担当課
1	男女共同参画の視点に立った人権啓発の推進	人権啓発冊子や各種講演会などを活用し、男女共同参画の視点を取り入れた人権啓発活動を行っています。	生涯学習課 生涯学習係
2	★男女共同参画に関する資料の充実と広報、ホームページ等による情報提供	男女共同参画に関する資料を収集し、充実を図ります。また、男女共同参画週間等には図書館で特設展示及び掲示物等による啓発を行います。さらに、広報やホームページにおいても情報提供を行い、啓発していきます。	図書館・ 歴史資料館 地域づくり課 地域協働係
3	性の多様性に対する理解の促進	LGBTQ 等の人が暮らしやすい環境が構築されるよう、広報やホームページ、講演会等を通して性の多様性に対する理解が深まる取組みを進めます。	地域づくり課 地域協働係
4	講座等における託児の実施	町主催の講座や集団健診時等において託児制度を導入し、子育て中の住民が参加しやすい環境を整えます。また、託児サポーター養成講座により託児体制を充実していきます。	生涯学習課 生涯学習係 健康課 健康推進係
新 5	制度や慣行の見直しに向けた啓発の推進	性別役割分担意識に基づく社会制度や慣行に気づき、アンコンシャス・バイアスの解消に向けて、国や県と連携しながら男女共同参画に関する様々な情報を提供して住民への意識啓発に取り組めます。	地域づくり課 地域協働係 生涯学習課 生涯学習係

(2) 町職員の意識改革の推進

No.	事業名	事業の内容	担当課
6	男女共同参画の視点による職員への啓発	男女共同参画に関する職員研修を定期的実施し、職員の意識改革を推進していきます。また、県などの研修事業への職員の派遣を行います。さらに、ハラスメントの相談体制やワーク・ライフ・バランスに関する制度等について職員への周知を図ります。	地域づくり課 地域協働係 総務課 人事秘書係
7	男女共同参画の視点に立った広報等の表現の配慮	広報・出版物について、表現のガイドライン等を活用し、固定的な性別役割分担に基づく表現などに配慮するよう職員への周知を図ります。	地域づくり課 地域協働係

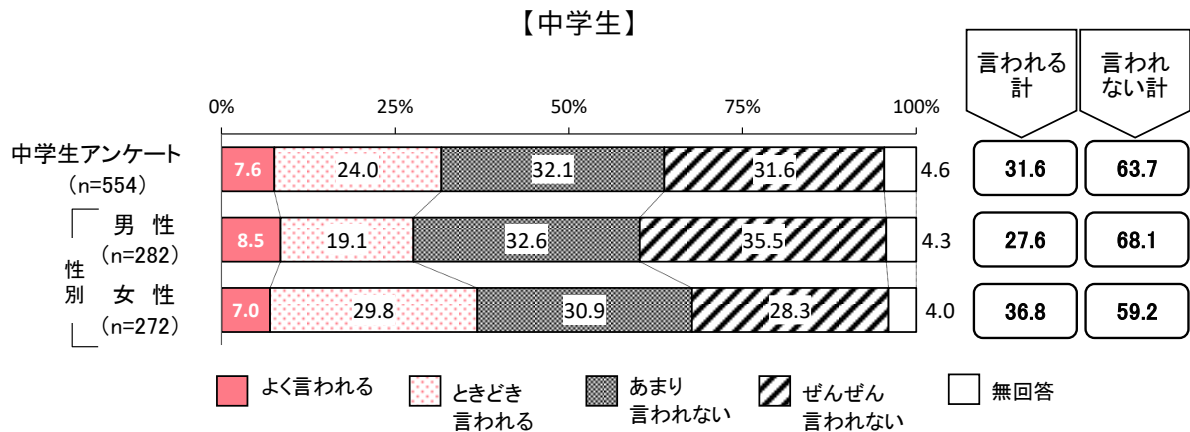
第4章 計画の内容

《成果指標》

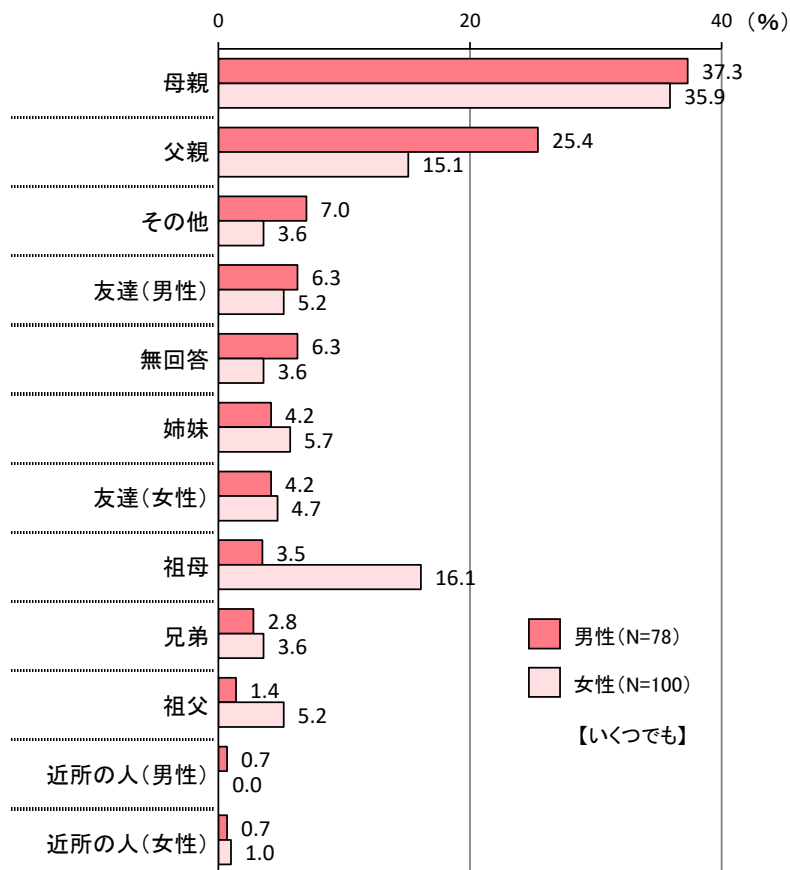
No.	事業名	当初 (令和元年度)	目標 (令和5年度)	現状 (令和4年度)	新目標 (令和10年度)
2	広報みずまきへの男女共同参画に関する記事の掲載	4回	6回/年	3回	6回/年

《参考データ》

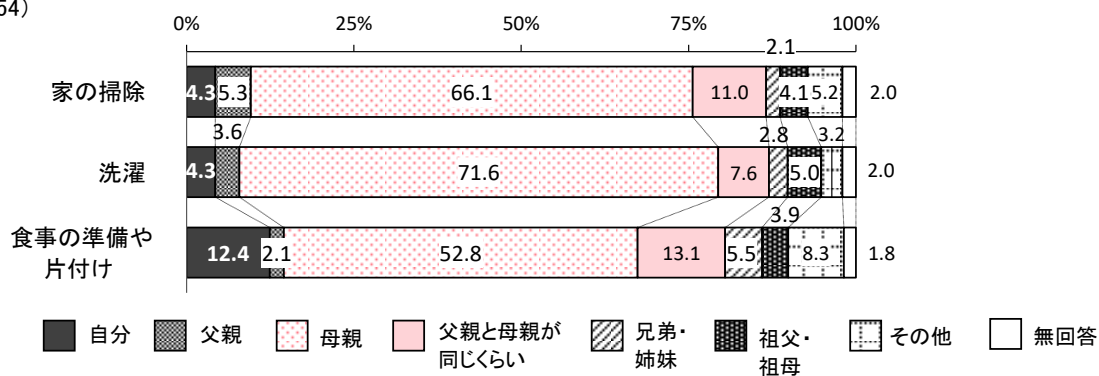
図表 3-1 まわりの人に「男(女)だから〇〇しなさい」と言われることの有無(全体・性別)



図表 3-2 『言われる』を選んだ人で、誰から言われるか(性別)【中学生】



図表 3-3 家庭内のことを主にしている人(全体・性別)【中学生】

中学生アンケート
(n=554)

資料：中学生アンケート(令和4年7月実施)



基本方向2 男女共同参画の視点にたった教育の推進

＜現状・課題＞

学校においては教科教育だけでなく、学校行事や清掃など教科外活動においても男女平等を配慮する必要があります。

中学生アンケートでは、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に反対の割合は 7 割と高く、「運動会のリーダー」「文化祭のリーダー」「生徒会長や学級委員長」は男性でも女性でもよいと考える人は約 9 割にのぼり、中学生の男女共同参画の意識は高いといえます。一方で、「社会全体で」男女が「平等」と考える人は約 25%にとどまり、「わからない」人は 4 割以上となっています。学校以外の社会の男女平等に対するイメージには、テレビやインターネットなどメディアから受ける影響が考えられます。

子どもが、性別に関わらず自らの個性と能力を発揮して自分らしい生き方を選択できる能力を身につけるためには、一人ひとりが主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む教育が必要です。学校教育等の場においては、発達段階を踏まえ、男女共同参画に関する教育を行うとともに、メディアの情報を読み解く力を身につけることが求められます。教職員等への啓発を行うことも重要です。

＜取組みの方向＞

学校等において人権の尊重や男女共同参画に関する教育とともに発達段階に応じて適切な意思決定や行動選択ができるよう性に関する教育を推進します。児童・生徒の資質と適性を十分配慮し、一人ひとりの個性や能力を発揮できるようキャリア教育の充実を図り、メディアの情報を読み解いて対応する能力を育むメディアリテラシー※教育を進めます。また、その教育を担う教職員・幼稚園教諭・保育士等に対する意識啓発に努めます。

＜具体的施策＞

（１）学校等における男女共同参画の推進

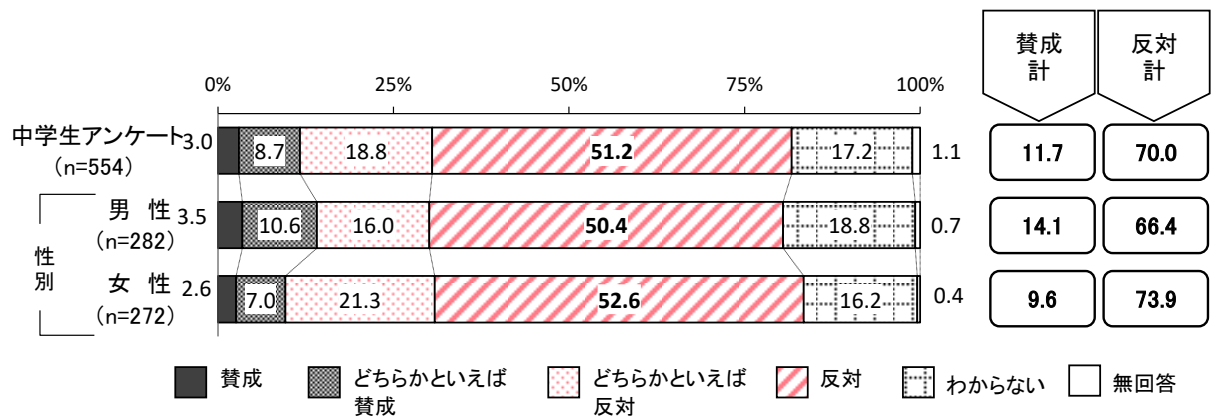
No.	事業名	事業の内容	担当課
8	小・中学校における男女共同参画等の理解と生徒指導の推進	学校教育を通して人権の尊重や男女平等についての理解を図るとともに、性に関して発達段階に応じて適切な意思決定や行動選択ができるよう、生徒指導を実施します。	学校教育課 学校教育係
9	男女共同参画の視点にたったキャリア教育・進路指導の推進	性別にかかわらず、児童生徒一人ひとりが自らの個性や能力を活かし、主体的に進路を選択できる能力を育成できるよう、男女共同参画の視点にたったキャリア教育と進路指導を行います。	学校教育課 学校教育係 子育て支援課 子育て支援係
10	メディアリテラシー教育の推進	インターネット等の様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し、情報を主体的に読み解いて対応できる能力の育成を図ります。	学校教育課 学校教育係

(2) 関係者等に対する男女共同参画の意識啓発

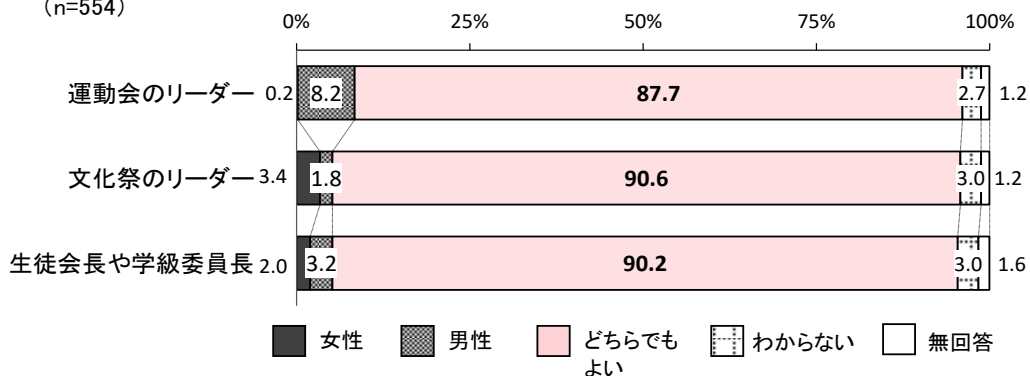
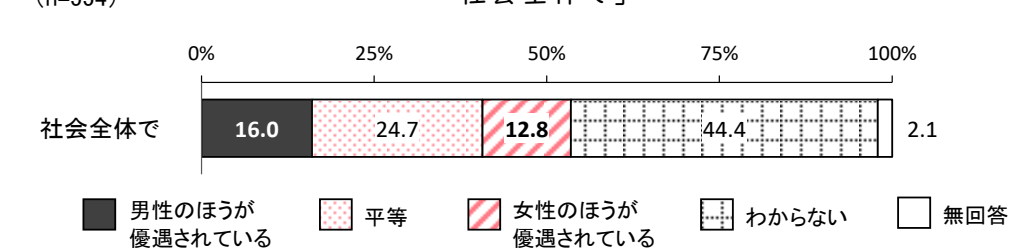
No.	事業名	事業の内容	担当課
11	幼稚園・保育所、学校等関係者に対する男女共同参画の意識啓発	県等で主催する男女共同参画に関する研修の情報提供を行い、積極的に参加を促進していきます。また、町内の保育施設において人権や男女平等についての研修を実施していきます。	学校教育課 学校教育係 子育て支援課 子育て支援係

《参考データ》

図表3-4 「男は仕事、女は家庭」という考え方について(全体・性別)【中学生】(再掲)



図表3-5 学校生活の中で誰がするのが良いか(全体・性別)【中学生】

中学生アンケート
(n=554)図表3-6 男女の地位の平等感(全体)【中学生】(再掲)
「社会全体で」

資料：中学生アンケート(令和4年7月実施)

基本目標Ⅱ

男女がともに地域で支えあうまちづくり



基本方向1 地域における男女共同参画の推進

＜現状・課題＞

災害時に、女性と男性では受ける影響の違いが大きいことから、男女共同参画の視点で災害対応を行うことは災害に強い社会を実現するために必須といえます。地域防災においては、平常時における固定的な性別役割分担意識が非常時にも反映されて、家事、子育て、介護などの女性への集中やDV被害の増大など、災害時に男女共同参画の課題が拡大することが指摘されてきました。

国においては東日本大震災での反省を踏まえて、平成25年(2013年)に「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を作成しました。この指針は、その後の国や県の男女共同基本計画において施策に活かされています。

本町でも第3次みずまき男女共同参画プラン前期計画において、防災・防犯における男女共同参画の推進や地域活動等への男女共同参画の促進を進めてきました。しかしながら、水巻町防災会議委員における女性の比率は7.7%にとどまり、第3次みずまき男女共同参画プラン前期計画の目標値30%を達成していません。同じく、自治会役員における女性の比率も36.8%で目標値の40%を達成していない状況です。今後のさらなる取組みが求められます。

＜取組みの方向＞

行政と住民が協働しながら、女性視点の防災活動を促進し、防災分野への女性の参画を推進します。避難所の設置に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児など特に配慮を要する「要配慮者」に対して男女共同参画の視点で支援できるよう環境を整えます。

日頃の自治会等地域活動においては、地域役員の登用など決定の場に女性の参画を進めるとともに、生涯教育やスポーツ活動の場でも、女性の参画を促進していきます。

＜具体的施策＞

(1) 防災・防犯における男女共同参画の推進

No.	事業名	事業の内容	担当課
12	★防災分野への女性の参画促進	男女の多様な視点や発想による災害に強いまちづくりのために、自主防災や減災活動の取組みに女性の参画を促進します。また、町の女性防火・防災クラブや九州女子大学等と連携し、防災分野への女性の参画を推進します。	総務課 庶務係
13	男女共同参画の視点に立った避難所等の環境整備	高齢者、障がい者、妊産婦や乳幼児等を対象とした福祉避難所を設置しており、今後も男女共同参画の視点に立った避難所等の環境整備に取り組みます。	総務課 庶務係

No.	事業名	事業の内容	担当課
14	★防犯活動への女性の参画促進	地域安全パトロールなどの地域の防犯活動に、男女の多様な視点が活かされるよう女性の参加を促進していきます。	総務課 庶務係

(2) 地域活動等への男女共同参画の促進

No.	事業名	事業の内容	担当課
15	★自治会等、地域団体の女性役員の登用促進	区長会や公民館長連絡協議会等への働きかけを通して自治会や地区公民館等の地域の役職への女性の登用を促進していきます。また、地域で女性が活躍しやすいよう活動支援を行っていきます。	地域づくり課 地域協働係 生涯学習課 生涯学習係
16	ボランティア活動の充実	町内で活動しているボランティア団体や個人など、性別にかかわらず能力を活かせるよう、ボランティア活動の充実を図ります。	地域づくり課 地域協働係
17	生涯を通じてだれもが学ぶことができる講座等の充実	男女を問わずだれもが参加することができ、生涯を通じて学ぶことができる講座等の充実を図ります。	生涯学習課 生涯学習係
18	スポーツ参加の促進	スポーツを通じて健康・体力づくり、ストレス解消、生きがいづくり等を進めるために、初心者向けスポーツの紹介や各年齢層へのイベント等を開催し、住民のスポーツ参加を促進します。	生涯学習課 スポーツ振興係

＜成果指標＞

No.	事業名	当初 (令和元年度)	目標 (令和5年度)	現状※	新目標 (令和10年度)
12	水巻町防災会議委員における女性の比率	12%	30%	7.7%	30%
14	地域安全パトロール隊における女性隊員の比率	26%	30%	25.3%	30%
15	自治会役員における女性の比率※	34%	40%	36.8%	40%
	公民館役員における女性の比率	30%	40%	50.0%	50%

※現状の数値は、令和5年4月1日時点のものです。

基本目標Ⅲ

誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり



基本方向 1 配偶者等の暴力防止と被害者支援

～配偶者暴力防止法に基づく町の基本計画～

《現状・課題》

男女の経済格差や教育格差などに基づき、女性や女兒が DV やセクシュアル・ハラスメント※、性暴力の被害を受けやすくなる状況は世界規模で存在しており、これらはジェンダーに基づく暴力の課題となっています。国連では、これまで女性に対する暴力の撤廃を目指してきましたが、令和3年(2021年)の新型コロナウイルス感染症によるパンデミックの最中に女性と女兒に対する暴力が増加したことに対し、国連事務総長が各国の適切な政策と計画によって女性への暴力を防ぐことができると訴えました。日本もこの要請に応える旨を公表しています。

本町においても、配偶者間のDVや若年層の恋人間のデートDVは決して少なくないと推測されます。DVやデートDVは、家庭内など孤立しやすい関係で起こることが多く、外部からの発見が困難であるために潜在化しやすいのが特徴です。

中学生アンケートでは、デートDVに対する認知は、低学年ほど低く、1年生では8割が聞いたことがないと回答しています。たとえ家庭内や恋人間で起きたとしても暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であるという認識を高めなければなりません。

《取組みの方向》

DVの根絶に向けては、DV防止に関する啓発を進めるとともに、DV被害についての相談窓口の周知を図ります。また、交際段階での暴力的な関係を未然に防ぐため、若年層対象のデートDVの啓発を充実させていきます。DVは家庭という生活共同体で発生するため、被害者支援については、保健、教育、福祉など多くの分野が連携して取り組まなければなりません。

庁内及び庁外の関係機関同士で連携し実効性の高い被害者支援体制を整備します。被害者の生活を再建する自立支援についても同様に連携して取り組みます。また、職員が被害者に対し適切に対応できるよう、DVの特徴を踏まえた支援についての研修も充実していきます。

《具体的施策》

(1) DVの根絶にむけた取組みの推進

No.	事業名	事業の内容	担当課
19	★DV防止に関する啓発の推進	広報やホームページ、啓発チラシやカードの配布等、様々な機会を通してDV防止に関する啓発を進めていきます。また、DV被害者の早期発見と適切な支援のために、町や県、関係機関の相談窓口の周知を図ります。	地域づくり課 地域協働係

No.	事業名	事業の内容	担当課
20	若年層に対するデートDVに関する啓発の推進	若年層を対象にデートDV防止に関するチラシの配布等、意識啓発に取り組みます。また、教育委員会や人権擁護委員と連携し、デートDVに関する啓発を推進します。	地域づくり課 地域協働係

(2) DV被害者への支援策の充実

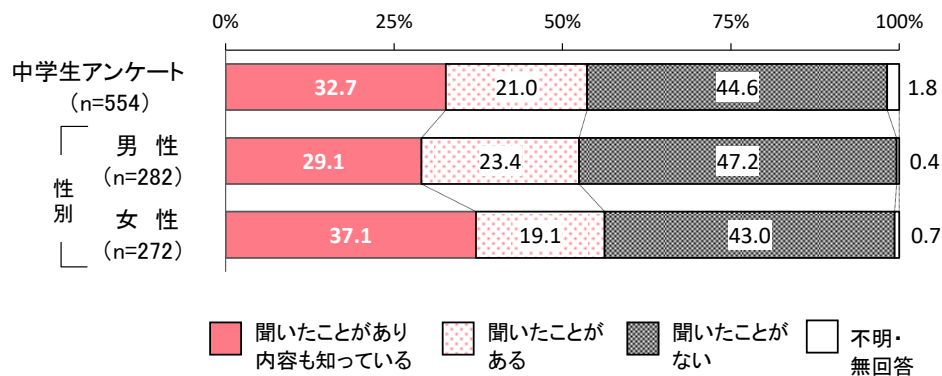
No.	事業名	事業の内容	担当課
21	庁内相談体制の充実	関係各課の連携によるワンストップの相談体制を確立し、被害者の安全を確保し、迅速で適切な対応を図ります。また、関係職員へのDVに関する研修を充実して、二次被害の防止や個人情報の保護など被害者への適切な対応を図ります。	地域づくり課 地域協働係
22	被害者の早期発見と適切な対応	多様な生活課題を抱えるDV被害者を早期に発見し、適切な対応に繋がるよう庁内の連携を図ります。	地域づくり課 地域協働係 関係各課
23	被害者支援のための国・県等との連携強化	国・県の各部署、近隣市町村、庁内各部署や関係団体などと連携して被害者保護、被害者の自立支援に取り組みます。	地域づくり課 地域協働係

《成果指標》

No.	事業名	当初 (令和元年度)	目標 (令和5年度)	現状 (令和4年度)	新目標 (令和10年度)
19	広報でのDV防止に関する啓発	2回	2回	1回	2回

《参考データ》

図表3-7 デートDVという言葉の認知(全体・性別)【中学生】



資料：中学生アンケート(令和4年7月実施)

基本方向2 あらゆる暴力の根絶と被害者支援

《現状・課題》

暴力は人権侵害であり、決して許せるものではありません。家庭などの閉鎖的な空間では、腕力や経済力、情報収集力などの格差から子どもや高齢者などが弱い立場に置かれやすく、女性の方にその傾向はより強くなることから、暴力を受けやすくなります。また、DVを見聞きして育つ子どもへの心理的ダメージは大きく、「面前DV」と呼ばれています。平成16年(2004年)の児童虐待防止法の改正で、「面前DV」は精神的虐待と定義されました。平成28年(2016年)以降、警察から児童相談所への児童虐待通告数の約半分以上をこの「面前DV」が占めており、さらに増加する傾向となっています。

性暴力に対する認識も高まっており、平成29年(2017年)に強姦罪が強制性交罪に改正され、さらに令和5年(2023年)には不同意性交罪へと改正され、男性や性的少数者への性暴力についても法的対応が求められています。県では、平成31年(2019年)に「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」が公布され、これに基づき本町の小中学校に性暴力防止対策アドバイザーが派遣され、学校現場での啓発が進められています。

令和4年(2022年)4月からは「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」により、中小企業も含め企業にはパワー・ハラスメント※防止対策への取組みが義務づけられました。

《取組みの方向》

性暴力をはじめとした、あらゆる暴力の根絶に向けては、被害者のおかれた立場への理解を深めるなど住民への啓発を進めます。また、関係各課で連携し被害者の早期発見、早期対応の体制を整備していきます。ハラスメントや性暴力への防止に向けても、住民の意識啓発を進めるとともに、事業所、学校など場面に応じた防止策を講じるよう情報を提供します。

《具体的施策》

(1) あらゆる暴力の根絶にむけた取組みの推進

No.	事業名	事業の内容	担当課
24	児童虐待の防止及び対応	児童虐待防止と被害者の救済のために住民への意識啓発とともに保育所、幼稚園や学校を通して子育て中の家庭へ啓発していきます。また、子どものいる家庭での「面前DV」防止も含めて、関係各課、関係機関が連携して被害者の早期発見と迅速な対応を図ります。	子育て支援課 児童少年相談センター
			健康課 健康推進係
25	高齢者虐待の防止及び対応	高齢者虐待防止、早期発見・早期対応を図るために「高齢者虐待対応マニュアル」を活用していきます。また、住民や関係機関への虐待防止に関する啓発を進めていきます。	福祉課 高齢者支援係 包括支援係

No.	事業名	事業の内容	担当課
26	障がい者虐待の防止及び対応	「障がい者虐待対応マニュアル」を活用して、迅速で適切な対応を図ります。また、ホームページによる虐待の通報受付やパンフレット等により住民への啓発に努めます。	福祉課 障がい支援係
新 27	あらゆるハラスメント防止に向けた啓発の推進	セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等のあらゆるハラスメント防止に向けて住民への意識啓発を行います。また、事業主及び労働者、学校関係者に対しても積極的に情報提供を行います。	地域づくり課 地域協働係
新 28	性暴力防止に向けた啓発の推進	関係各課及び警察など関係機関との連携を深め、福岡県性暴力根絶条例の周知など、性暴力防止に向けて啓発を進めます。	地域づくり課 地域協働係



基本方向3 誰もが安心して生活できる支援の充実

＜現状・課題＞

心身ともに生き生きと生活できる健全な環境は、性別に関わらず生活の基盤となります。特に女性の心身の状態は、妊娠・出産など、女性特有の変化を踏まえた支援が必要であり、「リプロダクティブ・ヘルス&ライツ※」（性と生殖に関する健康と権利）の視点を持って取組みを進めなければなりません。男性においては、栄養管理や生活習慣病防止に主体的に取り組む意識が低い傾向にあります。また、自殺者の割合は男性の方が高く、自殺対策も性別に応じて実施する必要があります。

令和5年(2023年)の住民基本台帳に基づく本町の65歳以上の高齢者数は9,264人、高齢化率は33.4%となっており、全国や福岡県と比べ高い割合となっています。令和7年(2025年)には、団塊の世代が後期高齢者となり、高齢者の割合や障がい者手帳を持つ人の割合の増加が予測されます。

令和4年(2022年)の国民生活基礎調査によると、一人暮らし高齢者の約7割が女性であり、高齢者介護の担い手も約7割が女性です。一方で、家族介護に携わる男性の割合は約3割で増加傾向にあります。高齢者や障がい者が、家庭や地域で安心して暮らすことができるよう性別によるニーズの違いに応じた介護予防に取り組むとともに、就業や社会参加など生きがいづくりを支援することが求められています。また、ひとり親家庭では、子育てと生計を一人で担うため、日常生活でさまざまな問題に直面することが考えられます。ひとり親家庭の自立した生活と子どもの健やかな成長を図るため、各種支援の充実と推進が必要です。さらに、令和3年(2021年)に内閣府男女共同参画局から、新型コロナウイルスの感染拡大は非正規雇用の割合が高い女性の生活や心身に深刻な影響をもたらしているとの報告がなされ、既存の制度や慣行の見直しが求められています。

令和6年(2024年)からは「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、生活困窮、外国籍、性暴力被害などにより、日常生活において困難を抱える女性に対して当事者の意思を尊重した支援の取組みが求められています。

＜取組みの方向＞

性別によって違いのある健康課題を踏まえつつ、一人ひとりの健康を生涯にわたり支援するとともに自らの健康について正しい知識や情報を入手し、主体的に行動できるよう、啓発に努めます。

ひとり親家庭等については、生活の安定を図り自立できるよう県や国と連携して支援を進めます。高齢者や障がい者、経済的困窮を抱える人などのそれぞれの課題とニーズを把握し、自立できるよう、一人ひとりの状況に応じた多様な支援を関係機関と連携しながら進めます。

《 具体的施策 》

(1) 誰もが暮らしやすい環境整備の推進

No.	事業名	事業の内容	担当課
29	子育て世代包括支援センター事業の充実	妊娠の届出等の機会に得た情報を基に、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要に応じて個別プランを作成し、関係各課と保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携による切れ目のない支援を行います。	健康課 健康推進係
30	★性別に応じた生涯にわたる健康増進	男女がともに生涯にわたり健康で心豊かな生活を過ごせるよう、健康の大切さを啓発するとともに、健診結果による相談などを行い、住民の健康づくりを支援していきます。	健康課 健康推進係
新 31	リプロダクティブ・ヘルス＆ライツの周知・啓発	リプロダクティブ・ヘルス＆ライツについて、チラシ配布や広報、ホームページを活用し、住民への周知・啓発に取り組みます。	地域づくり課 地域協働係
32	★自殺対策の推進	誰も自殺に追い込まれることのない水巻町を目指して、自殺対策計画に基づき、全庁による自殺対策を推進していきます。	全庁 健康課 健康推進係

(2) ひとり親家庭への支援

No.	事業名	事業の内容	担当課
33	ひとり親家庭への支援の充実	ひとり親家庭への相談窓口の周知を図り、児童扶養手当制度や母子寡婦福祉貸付制度等の経済的支援や生活自立に向けて就労支援の情報を提供します。また、日常生活支援としてヘルパー派遣事業を実施します。	子育て支援課 子育て支援係

(3) 高齢者や障がい者等への支援

No.	事業名	事業の内容	担当課
34	高齢者の生きがいづくり、社会参加等の促進	高齢者が地域社会で充実した生活が送れるよう地域で活躍できる場や機会の提供を図り、社会参加を促進していきます。また、水巻町老人クラブ連合会と連携し老人クラブ活動を支援するとともに、シルバー能力活用事業の利用を促進していきます。	福祉課 高齢者支援係
35	障がい者の社会参加支援	障がい者のニーズに沿った各種障がい福祉サービスや地域生活支援事業を提供し、障がい者の社会参加や就労を支援していきます。また、就労後も継続支援を行っていきます。	福祉課 障がい支援係
36	困難を抱える女性への支援	生活が困窮していたり、若年や外国人であることで様々な生活上の困難を抱えている女性に対し、関係機関と連携して各種制度等の情報提供や支援に努めます。	地域づくり課 生活支援係 地域協働係

第4章 計画の内容

《成果指標》

No	事業名	当初 (令和元年度)	目標 (令和5年度)	現状 (令和4年度)	新目標 (令和10年度)
30	子宮頸がん検診受診率	—	—	6.7%	10%
	乳がん検診受診率	—	—	9.2%	15%
32	自殺死亡率※ (人口10万人当 たりの自殺者数)	14.0	19.6	13.4	13.4より 増加しない

※自殺死亡率は、単年ではなく直近5年間の平均値となります。(現状の数値は、平成30年から令和4年までの平均値です。)



基本目標Ⅳ

男女がともに自立し、活躍できるまちづくり



基本方向1 行政における男女共同参画の推進

《現状・課題》

我が国において、政治分野への女性の参画は、諸外国と比べると大きく遅れています。平成30年(2018年)に施行された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」は、令和3年(2021年)に改正され、地方公共団体へは、男女を問わず立候補や議員活動等をしやすい環境整備への対策強化が求められています。

政治分野における女性の活躍推進のために、本町では政策や方針決定過程に関わる審議会への女性の参画を進めてきました。しかしながら、第3次みずまき男女共同参画プラン前期計画において、「審議会等委員への女性委員の登用率」を令和5年度(2023年度)までに35%とする計画目標を掲げていましたが、令和5年(2023年)4月時点では28.8%となっています。今後も引き続き登用率の向上に取り組むことが必要です。

男女共同参画を推進していくうえで行政の果たす役割は大きく、すべての職員が男女共同参画社会の実現を目指すという共通認識を持つことが重要となります。さらには、町政のあらゆる分野で女性の積極的登用が求められます。本町では、職員が仕事と子育ての両立を実現し、安心して職務に取り組むことができる環境を整備するために、また、女性職員がその能力を十分に発揮し活躍できる職場環境の実現のため「特定事業主行動計画」を策定し、目標値を掲げて取り組んでいます。

《取り組みの方向》

町政のあらゆる分野で男女共同参画の視点に基づき、審議会等への女性委員登用を推進します。また、本町における男女共同参画社会の実現に向けては、町職員の意識啓発と各種施策の実践のため、研修等への積極的参加を図ります。特定事業主行動計画の目標値の達成に向けても、庁内における組織風土改善を図ります。

《 具体的施策 》

(1) 庁内における男女共同参画の推進

No.	事業名	事業の内容	担当課
37	★審議会・行政委員会等への女性委員の積極的登用	女性の意見や視点を反映させるため、町の審議会等について女性委員の割合を高めるよう積極的な登用を進めます。	全 庁 地域づくり課 地域協働係
38	★役場における女性の役職登用の推進	女性職員の管理職・係長への登用を積極的に進めます。今後も「人財育成基本計画方針」に基づき管理職を含めた人財育成を行っていきます。	総務課 人事秘書係
39	男女が共に働き続けることができる職場環境づくり	特定事業主行動計画に基づき、育児休業・介護休業などがとりやすい環境の整備を進めていきます。また、子どもの看護休暇等の特別有給休暇について、取得を希望する職員に対して 100%取得できる雰囲気醸成を図ります。	総務課 人事秘書係

《 成果指標 》

No.	事業名	当初 (令和元年度)	目標 (令和5年度)	現状※	新目標 (令和10年度)
37	審議会等委員における女性の比率※	31%	35%	28.8%	35%
38	役場の役職者(係長級以上)に占める女性の比率	26%	25%	21.7%	25%

※現状の数値は、令和5年4月1日時点のものです。

※審議会等委員における女性の比率の数値は、要綱等に基づき設置された会議体の数値も含みます。



基本方向2 女性活躍の推進

＜現状・課題＞

女性活躍推進法では、事業所が女性活躍推進に主体的に取り組むことが求められており、国の第5次基本計画では2020年代の可能な限り早期に指導的地位を占める女性の割合を30%にすると定めています。職場で女性が活躍するためには、男性が女性と同様に家事や育児に参画する環境整備が必須です。女性活躍推進法の指針には、男性の家事や育児等の家庭生活への参画促進に取り組むことが示されています。「働き方改革関連法」では労働時間の短縮への取組みが、事業所に求められています。さらに、改正育児・介護休業法では、令和7年(2025年)までに男性の育児休業取得率30%を目標に掲げて育児休業取得の推進が強化されており、事業主には、育児に関連するハラスメントについて従業員の理解を深めるような取組みが課されています。

福岡県では、企業・事業所のトップが、従業員の仕事と子育ての両立を支援するために具体的に取り組む内容を宣言した企業を「子育て応援宣言企業」として認定しています。

事業所アンケートでは、女性の管理職は課長・部長相当職で7.7%、係長相当職で14.2%にとどまっています。子育て支援制度の利用のための取組みについて「取り組んでいない」と回答した事業所は、約3割ありました。第3次みずまき男女共同参画プラン前期計画で、「子育て応援宣言企業」の登録数を15社と目標設定していましたが、11社にとどまっています。

男女がともにその希望に応じた働き方を実現し、その責任を分かち合うことができるよう、働きやすい職場環境の整備や、多様な働き方への支援に取り組む必要があります。

＜取組みの方向性＞

働く場における男女共同参画を推進するため、労働者への関係法令の周知や、事業主に対して多様な働き方に関する情報提供を行い、働きやすい職場づくりに対する理解・協力を求めています。また、自らの意思によって働きまたは働こうとする女性が、その希望に応じた働き方を叶えることができるよう、労働に関する制度の周知や再就職支援等、多様な働き方に向けた相談支援や情報提供等を行います。

＜具体的施策＞

(1) 職場における男女共同参画の推進

No.	事業名	事業の内容	担当課
40	労働者への法律や制度に関する情報提供	広報やホームページ、研修等を通して、労働分野における法律や制度について情報提供を行うとともに、労働相談窓口の周知を図ります。	地域づくり課 地域協働係
			産業環境課 産業振興係
41	事業所への法律や制度に関する情報提供・啓発	各種ハラスメントの防止、育児休業・介護休業制度の利用促進等、法律や制度について事業主へ情報提供を行い、誰もが働きやすい労働環境づくりに向けた啓発を商工会等と協力して行います。 また、事業所の意識と実態を把握して本計画推進の基礎資料とするために事業所への男女共同参画に関する調査を行います。	地域づくり課 地域協働係
			産業環境課 産業振興係

(2) 女性の職業生活における活躍の推進

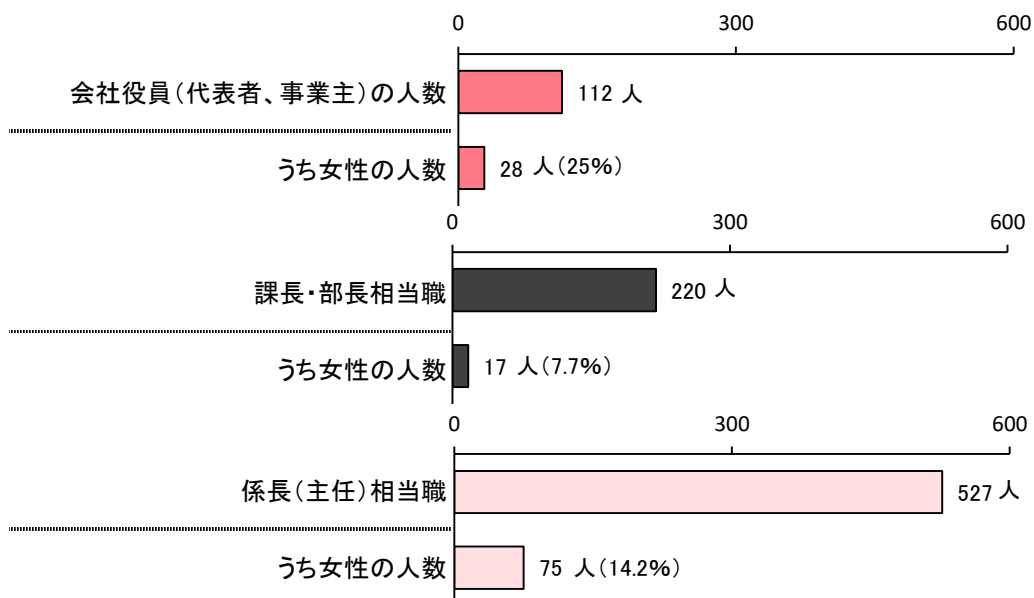
No.	事業名	事業の内容	担当課
42	働きたい女性に対する情報提供	再就職支援講座や研修に関する情報提供を広報、ホームページ、パンフレット等を通じて行うなど、就労支援につなげていきます。	地域づくり課 地域協働係 子育て支援課 子育て支援係
新 43	事業所に対する女性活躍推進に関する情報提供	事業所に対して女性活躍推進に関する法律や国の方針等についてのパンフレットや情報提供を通じて啓発に努めます。	地域づくり課 地域協働係 産業環境課 産業振興係

《成果指標》

No.	事業名	当初 (令和元年度)	目標 (令和5年度)	現状 (令和4年度)	新目標 (令和10年度)
41	子育て応援宣言登録企業数	5 企業	15 企業	11 企業	15 企業

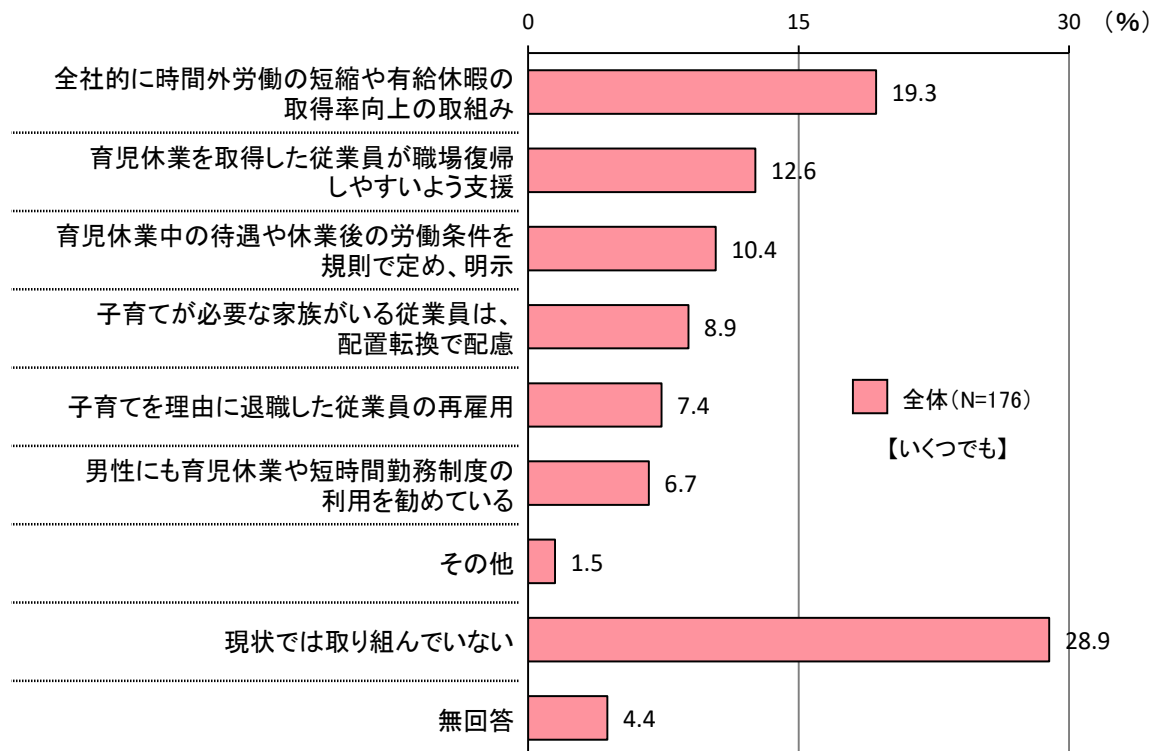
《参考データ》

図表3-8 女性管理職の割合(全体・性別)【事業所】



資料：事業所アンケート(令和4年10月実施)

図表3-9 子育て支援制度の利用促進のための取組み(全体)【事業所】



資料：事業所アンケート(令和4年10月実施)



基本方向3 ワーク・ライフ・バランスの推進

《現状・課題》

男女が共に「仕事と育児」、「仕事と介護」を両立することができるような社会環境を整備することは、男女共同参画社会実現のための重要な課題です。さらには、ボランティアなどの社会活動や地域活動、趣味や自己研鑽などと仕事を両立できるワーク・ライフ・バランスが推進されて人々の生活に定着すると、性別に関わらず安心して生き生きと暮らせる社会が実現します。また、コロナ禍においてテレワークやオンライン会議などが導入され、新たな働き方が広がってきています。

本町においては、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、性別に関わりなく子育てと仕事や地域活動など他の活動とを両立できるよう施策を進めてきました。また、コロナ禍で子どもの貧困や児童虐待の課題がより明確になり、令和6年(2024年)4月には「こども基本法」が施行され、これまでに以上に子どもの権利が保障される子育て支援策が地方公共団体に課せられています。

事業所アンケートでは、仕事と生活の調和「ワーク・ライフ・バランス」の取組みが「進んでいない」事業所は約5割となっています。ワーク・ライフ・バランスの推進にあたり、ライフスタイルにあった柔軟な形で就労できる支援体制を強化するとともに、各種サービスの質の向上を図り、男女がともに仕事と家庭を両立できる環境を整備することが重要です。さらに様々な制度等について情報発信することが必要です。また、子育てや介護、地域活動など仕事以外の活動の意義を男性に働きかけるような意識改革も重要です。

《取組みの方向》

性別に関わりなく仕事と生活の調和が実現できるよう、男女共同参画の視点に立って、子ども・子育て計画の各施策や介護の支援策を実施し、多様な保育サービスや子育て支援、介護サービス等の充実を図ります。

ワーク・ライフ・バランスについて、男性の理解を深めるために、男性の家事・育児・介護等への家庭参画の意義を伝える啓発を推進します。また、児童虐待防止に向けて、保護者の子育ての負担感を軽減したり、子どもの居場所を確保できるよう児童少年相談センターの事業を充実します。

《具体的施策》

(1) 共に担う子育てへの支援体制の充実

No.	事業名	事業の内容	担当課
4	(再掲) 講座等における託児の実施	町主催の講座や集団健診時等において託児制度を導入し、子育て中の住民が参加しやすい環境を整えます。また、託児サポーター養成講座により託児体制を充実していきます。	生涯学習課 生涯学習係 健康課 健康推進係
新 44	男女共同参画の視点に立った「子ども・子育て支援事業計画」の着実な推進	男女が共に安心して子育てと仕事や地域活動などの他の活動を両立できるよう「子ども・子育て支援事業計画」の着実な推進を図ります。	子育て支援課 子育て支援係

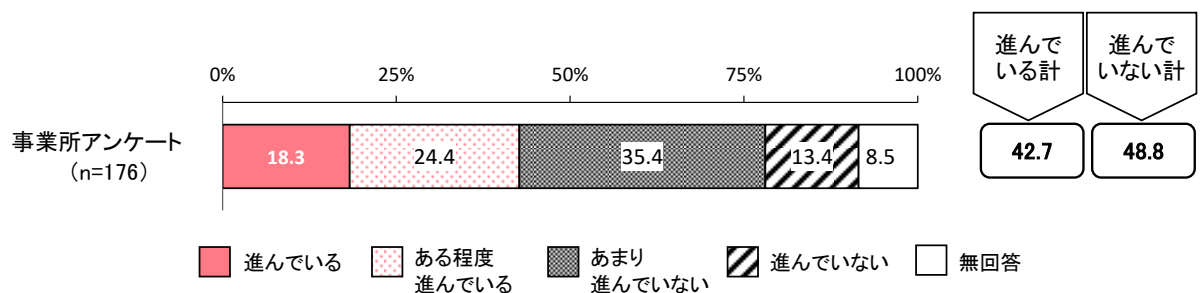
No.	事業名	事業の内容	担当課
45	子育て世代への情報提供	子育て家庭の求める情報について、子育て支援情報を掲載したパンフレットを配布して、よりわかりやすい情報提供に努めます。	子育て支援課 子育て支援係
新 46	男性の育児参加に関する情報提供	男性の子育てへの参加意識向上に向けて、乳幼児健診や母子健康手帳交付などの機会とらえて、子どもと子育てに関する情報を提供します。	健康課 健康推進係
47	児童少年相談センターにおける事業の充実	子どもの居場所機能及び相談体制の充実を図るとともに、子育て世帯への包括的な支援と児童虐待予防のための家庭支援事業等を実施します。	子育て支援課 児童少年相談センター

(2) 介護支援体制の充実

No.	事業名	事業の内容	担当課
48	介護者を支援するための情報提供と相談の充実	「高齢者のためのサービスガイド」、「障がい児・者福祉ガイドブック」を有効に活用し、高齢者や障がい者、またその家族を支援するための、個々のニーズに合った情報提供に努めます。また、介護者の相談にも細やかに対応し、必要なサービスに繋がります。	福祉課 高齢者支援係
			福祉課 障がい支援係

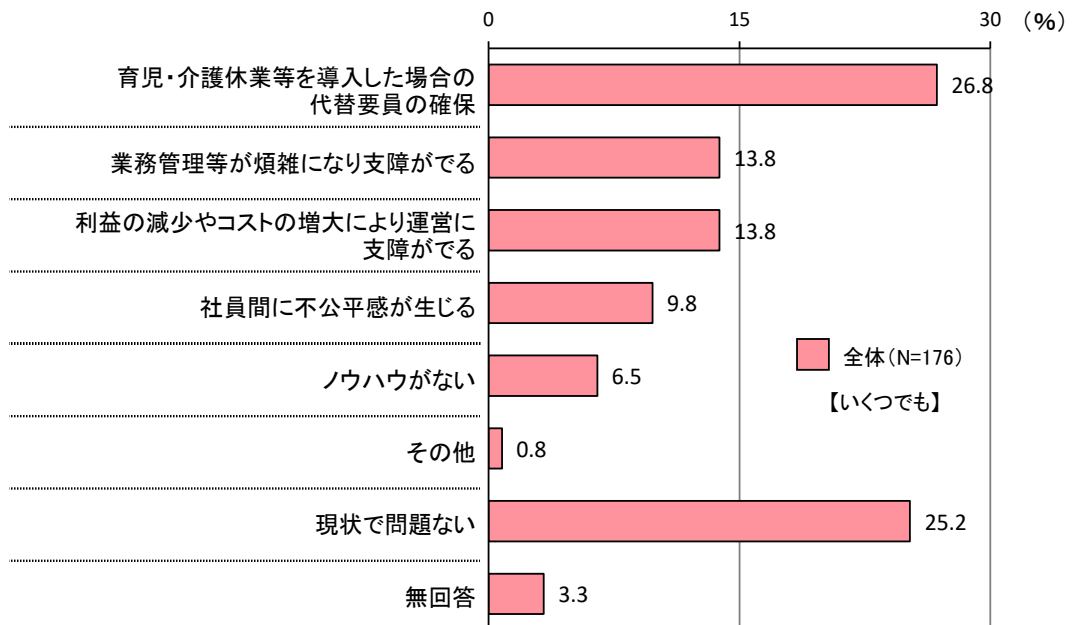
《参考データ》

図表3-10 「ワーク・ライフ・バランスの取組みは進んでいるか」(全体)【事業所】



資料: 事業所アンケート(令和4年10月実施)

図表3-11 「ワーク・ライフ・バランス推進の課題」(全体)【事業所】



資料：事業所アンケート(令和4年10月実施)

